

田浦中学校いじめ防止基本方針（抜粋版）

平成26年3月策定・令和2年4月改訂・令和3年3月改訂

令和5年4月改訂・令和6年4月改訂・令和7年4月改訂

1 本校のいじめ防止基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条を参酌して）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止のために・・・いじめに対する基本的認識・・・

- ◎いじめは、どの学校でもどの学年・学級でも、どの生徒にも起こり得るとの認識に立つこと
- ◎いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ◎いじめ問題は、学校や教職員としてのあり方が問われているとの認識に立つこと
- ◎いじめ問題の解決に向けて、いじめられる側（被害者）の立場に立った指導を行うこと
- ◎いじめ問題の解決に向けて、組織的に取り組むことが必要であるとの認識に立つこと
- ◎いじめ問題は、家庭や地域と連携して取り組むことが必要であるとの認識に立つこと

2 めざす学校像

明るく、楽しく、地域のより所となる学校

- ◎ 明るく、秩序と活力ある学校
- ◎ 潤いとゆとりのある学校
- ◎ 特色を活かした地域とともにある学校

3 めざす生徒像

「自主、誠実、躍進」の校訓を体現した生徒の育成

- 豊かな感性を持ち、自主的に行動する生徒（自主）
- 礼儀正しく誠実で、責任を果たす生徒（誠実）
- 夢、目標を持ち、実現に向かって努力する生徒（躍進）

4 めざす教師像

生徒と共に学び、共に伸びる教師

- ◎ 自らの感性で生徒の良さを見抜くよう努力する教師
- ◎ 態度と行動で範を示せる教師
- ◎ よい環境づくりに努める教師
- ◎ 人間関係を大切にする教師

5 いじめ問題に取り組む校内組織

(1) いじめに係る情報集約担当者の設置

- 本校におけるいじめにかかる情報の窓口を一元化するため、「生徒指導主事」を情報の集約等に係る「情報集約担当者」とする。
- 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、情報集約担当者に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげることをとする。

(2) 生徒指導部会・生徒理解の日

- 生徒指導部会：生徒指導主事が中心となって隔週1回、課題を抱えている生徒についての現状や指導について情報交換を行い、共通認識に基づき、共通実践について話し合う。
- 生徒理解の日：隔週1回（生徒指導部会のない金曜日）、職員朝会時に生徒指導の面から担任より報道し、いじめに関わる情報の情報交換を行う。

- (3) 「いじめ防止対策委員会」を校務分掌に位置づける。構成員は、校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、学年主任等とし、年1回以上開催する。なお、緊急事態等があれば臨時に開催し、必要に応じて、S C、S S W、心の教室相談員等に出席を依頼する。

(4) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- いじめの相談があった場合、当該学年主任、担任を加えて、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取扱を考慮しながら、情報集約担当者に窓口を一元化し、教職員が共有するようにする。
- いじめの疑いに関する情報についても情報集約担当者が収集するとともに記録する。
- 指導や支援の体制・対応方針の決定を行う。また、保護者との連携等、組織的に実施するための中核を担う。

6 基本的な行動指針

(1) いじめ防止（未然防止）の措置

① 基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、田浦中学校全職員で取り組んでいくことは必要不可欠である。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や我々教職員と信頼できる関係をつくることである。そのために、授業や部活動など学校教育活動全体を通して生徒と関わるのが重要になってくる。

本校区では、平成31年度・令和2年度熊本県教育委員会指定「子どもたちによるいじめ防止推進事業」に取り組んできた。子供たちは誰もが、学校で楽しく過ごしたいと思っている。誰もが勉強やスポーツを頑張っていきたいという気持ちを持っている。そのような思いを踏みにじるのがいじめである。本校では、これまでの教育実践や2年間の研究成果を大切に、生徒同士のよりよい人間関係、生徒と教職員の信頼関係を深めながら、生徒会活動等を通して、生徒自らがいじめを許さない集団へと高めるよう取り組んでいく。

② いじめの防止のための措置

ア) いじめについての共通理解

いじめの定義や態様、特質、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議、生徒指導部会等で周知を図り、普段から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校朝会や学級活動、人権集会や定期的に行っている教育相談などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、人権集会で決めた各学年の目標を具体的に列挙して、目につく場所に掲示したり、朝夕に生徒と確認したりするなど、より具体的に何がいじめなのかを共通理解し、学校全体で取り組んでいく。

イ) いじめをしない、させない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。そのために「①基本的な考え方」に示したように、「スマイル集会（構成的グループエンカウンター）」において、コミュニケーションスキルを培い、互いの考えや思いを知り、自分で考え判断できる取組を行っていく。

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。

